

市立釧路総合病院新棟建設の延期について

1 経過

市立釧路総合病院新棟建設に係る基本設計及び実施設計のうち、基本設計業務については、予定どおり平成28年9月に完了したものの、実施設計業務については、設計委託業者の業務履行の遅滞等により、履行期限である平成30年3月23日までに成果品が納品されなかったこと等から、同年9月に予定していた新棟建設工事の着工を延期せざるを得ない事態となった。

このことは、釧路市建築設計契約約款第49条第1項第2号（設計委託業者の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき）に該当することから、市は、同項の規定に基づく解除権の行使により、平成30年5月2日付けで設計委託業者に対し、契約解除通知書を発送し、違約金等の支払を求めたところである。

2 市立釧路総合病院基本設計及び実施設計（新棟・外構）業務委託契約について

平成27年8月に実施した公募型プロポーザルにおいて、株式会社共同建築設計事務所を選定。

同年9月1日、地元業者である株式会社武田建築設計事務所と結成された「共同建築設計事務所・武田建築設計事務所特定共同企業体」と一者随意契約により契約を締結。

・契約金額：336,960,000円

・履行期間：平成27年9月1日～平成30年3月23日

※ 平成28年3月11日

北海道地域医療構想との整合性等を踏まえ、契約変更により履行期間を延長
(平成29年3月24日 → 平成30年3月23日)

3 委託料の支払いについて

(1) 契約金額 336,960,000円（基本設計分 116,856,000円、実施設計分 220,104,000円）

(2) 委託料の支払状況

・平成27年度分 62,856,000円（基本設計分）

・平成28年度分 127,332,000円（基本・実施設計分）

・平成29年度分 44,000,000円（実施設計分）

支払済額 234,188,000円（残額 102,772,000円）

（基本設計分 116,856,000円、実施設計分 117,332,000円）

4 契約解除及び違約金等の請求について

(1) 平成30年5月2日付で、契約約款に基づく解除権の行使により、契約解除通知書を内容証明郵便にて特定共同企業体の構成員2者へ送付

(2) 平成30年5月31日を支払期限として、次の返還金と違約金（利息を除く合計額 137,807,636円）を請求

① 実施設計に係る支払済額（117,332,000円）のうち、立体駐車場増設実施設計に係る委託料相当額（13,220,364円）を除く全額（104,111,636円）に利息を付した額

② 違約金 33,696,000円（業務委託料の10分の1）